令和８年１月15日
国　土　交　通　省
海事局検査測度課

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年６月26日から令和７年７月28日までの期間、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、７件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要と国土交通省の考え方

※ 行政手続法第 43 条第２項に基づき、ご提出頂いたご意見については、必要に応じて整理又は要約しております。

※ 本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の参考にさせていただきます。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	内部監査を義務づけても不正する会社は不正をするのではないか。	今般の改正において、製造工事又は改造修理工事（以下「製造工事等」という。）や自主検査を実施する組織から独立した組織による内部監査の実施を義務付けたところ。認定事業場においては、内部監査の独立性を確保し、各組織及びこれらが実施する業務内容に対する牽制機能を維持・向上させることによって、不適切事案を抑止するという効果が得られるものと考えます。なお、内部監査等の認定の基準に適合しないことが明らかとなった場合は、認定取り消し等の行政処分の対象となります。
2	海外の事業者に対してはどのような対応ですか。国内の事業者同様の管理を求めているのでしょうか。	今般の改正では、国内の認定事業場と同様に海外の認定事業場に対しても内部監査の制度に係る制度の策定を求めることとしており、国内の認定事業場と海外の認定事業場で取り扱いに違いはありません。
3	内部監査を実施する組織の要件について、以下の理由から緩和を検討頂きたい。 ・　舶用機器の製造や自主検査に直接関与しない部門の人員がこれらの知識を有することは一般的に期待できない。 ・　自己の担当とは異なる部品・製品を扱う課に対して監査を行うのであれば牽制機能が働き、独立した視点で組織ぐるみの不正を指摘することが可能であると考える。	今般の改正による内部監査制度は、内部監査の独立性を確保し、認定事業場における牽制機能を維持・向上させることによって、不適切事案を抑止することを目的としています。ご指摘のような体制では、独立性を確保し得ない、又は、十分な牽制機能が果たせず不適切事案を排除できない可能性があります。そのため、製造工事等及び自主検査の実施組織から独立した組織における適切な知識及び能力を有する者により実施する制度としております。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	・　組織の規模によっては、製造や自主検査の実施部門以外の人員が極めて少なく、監査の人員と時間が確保できない恐れがある。	
4	監査の内容には経営に係る機微な情報が含まれる可能性があり、報告ではなく国による監査の際に提示する形式にしていただきたい。	内部監査報告には、その内容として、内部監査で確認した認定の基準への適合状況が必要です。このため、内部監査報告として、事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることが確認できる説明を含まれていれば問題なく、機微な情報の報告まで求めるものではありません。
5	自主検査制度が、製造に加えて営業と設計からも独立しなければならないとありますが、内部監査も同様と考えると自主検査制度の監査部門も品管・製造・技術・営業から独立していなければならない事になります。その場合監査部門が無いのですが。	内部監査は、製造工事等や自主検査を実施する組織から独立した組織によって実施されることが求められているため、技術部門・営業部門がこれらの組織に対して内部監査を実施することは問題ありません。内部監査の実効性を確保する観点から、適切な知識及び能力を有する者により実施されるよう、認定事業場において適切な体制を構築して頂く必要があります。
6	内部監査の実施サイクルは決まっていますか？内部監査の結果を国土交通大臣に届け出るとありますが、実施サイクルが短い場合（年１回など）企業負担が大きい。	今般の改正による内部監査制度は、内部監査の独立性を確保し、認定事業場における牽制機能を維持・向上させることによって、不適切事案を抑止することを目的としています。そのため、規則第５条第１項第７号ハにおいて、内部監査は１年毎に１回以上の頻度と規定しています。
7	毎年国による監査を実施するということでしょうか？監査で優良とされる企業については、監査サイクルを長くするなどの優遇措置の検討は行わないのでしょうか？	国土交通省による監査は、報告等を踏まえて監査計画を定め、実施することとしております。本指摘については、今後の監査制度の運用にあたっての参考とさせて頂きます。

＜問合せ先＞
国土交通省　海事局　検査測度課
電話：03-5253-8111（内線44-214）